特定建設作業のしおり

~ 特定建設作業の届出要領 ~



神河町役場 住民生活課

≪特定建設作業実施届出書について≫

特定建設作業を実施するときは、騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例(県条例)に基づき、次の要領で届出が必要となります。

1. 届出手続き

(1) 届出義務者

建設作業を施工する元請業者となります。

(2) 届出期限

原則、作業開始の7日前までにご提出ください。

- ※ 作業日数が1日の場合、届出は不要です。
- ※ 災害等の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う場合は、 速やかに届出してください。
- (3) 届出が必要な地域

神河町は全域が指定地域になっています。

(4) 届出様式

神河町ホームページからダウンロードください。

(任意の様式をお持ちの場合、記載事項が当町の様式に準じていれば 使用いただいて結構です)

- (5) 届出書類
 - ① 特定建設作業実施届出書
 - ② 建設工事工程表(特定建設作業期間がわかるよう記載)
 - ③ 工事現場及び付近見取図
 - ④ バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー(掘削機械)を使用される場合、種類ごとに機械のカタログ(仕様が記載されているページのみで可)の写し。
- (6) 提出部数

2部(正本・副本) ※ 受付後、副本は返却いたします

(7) 提 出 先

神河町役場 住民生活課

神河町寺前64番地 160790-34-0963(直通)

2. 注意事項

- (1) 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、極力低騒音・低振動工法及び機械を採用してください。
- (2) 工事現場の周辺住民に対し、あらかじめ工事の概要、作業時間、防音、防 振対策等について説明するとともに、工事現場に工事予定期間等を掲示し

てください。

- (3) 下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を充分把握し、 防音、防振対策等について指導してください。
- (4)機材の搬入、土砂石の運搬等のため大型車を運行する場合には、通行経路、 通行時間を充分検討してください。
- (5) 騒音・振動の発生状況を常時監視し、また周辺住民からの苦情に迅速かつ 的確に対応できるような現場責任者を選任してください。
- (6) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、現場責任者等の作業内 容に熟知した者が特定建設作業開始の7日前までに届出書を持参してください。

○ 特定建設作業一覧(騒音規制法及び県条例) ※ 届出種類・・・◎のついている方

特定建設作業の種類	騒音規制法	県条例	備 考
アースオーガと併用して くい打機を使用する作業	_	0	・もんけん、圧入式くい打機及び圧入式 くい抜機を除く
くい打機または、くい抜機を使用 する作業	0	0	・もんけん、圧入式くい打機及び圧入式 くい抜機を除く
くい打くい抜機を使用する作業	0	0	・圧入式くい打抜き機を除く
びょう打機を使用する作業	0	0	
削岩機を使用する作業	0	0	・作業地点が連続的に移動する作業で、 1日における当該作業に係る2地点間 の最大距離が50m以内のもの
空気圧縮機を使用する作業	0	0	・電動機を使用するものを除く。・原動機の定格出力が 15kw(20ps) 以上のもの
コンクリートプラントを設けて 行う作業	0	0	・モルタル製造用を除く・混練容 0.45 n未満のものを除く
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて 行う作業	0	0	• 混練容 200kg 未満のものを除く
バックホウを使用する作業	0	-	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る
トラクターショベルを使用する 作業	0	I	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が70kw(95ps)以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	0	ĺ	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル 等の掘削機械を使用する作業 (騒音規制法の対象外となる掘 削機械を使用する場合)	_	0	・工事現場において建設資材を運搬する 場合、その他掘削以外の作業に掘削機 械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレ ンガ造の建物解体作業、又は動 力、火薬、若しくは鉄球を使用 して行う破壊作業	_	©	

○ 特定建設作業一覧(振動規制法及び県条例) ※ 届出種類…◎のついている方

特定建設作業の種類	振動規制法	県条例	備 考
くい打機を使用する作業	0	0	・もんけん、圧入式くい打機を除く
くい抜機を使用する作業	0	0	・油圧式くい抜機を除く
くい打くい抜機を使用する作業	0	0	・圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物、その他 の工作物を破壊する作業	0	0	
舗装版破砕機を使用する作業	0	0	・作業地点が連続する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 (手持ち式を除く)	0	0	

〇 規制基準について(神河町内は全域指定区域です。)

	騒音の規制基準				
区域	≪昼 間≫	≪朝 タ≫	≪夜間≫		
	午前8時から	午前6時から午前8時まで	午後 10 時から		
	午後6時まで	午後6時から午後10時まで	翌日の午前6時まで		
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル		
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル		

○ 規制基準について(神河町内は全域指定区域です。)

	振動の規制基準				
区域	≪昼 間≫	≪夜 間≫			
	8 時から 19時まで	19 時から 6 時まで			
第2種区域 60 デシベル		55 デシベル			
第3種区域 65 デシベル		60 デシベル			

〈備 考〉

• 第3種区域 … 中村区、粟賀町区、福本区、寺前区の住宅区域

・ 第2種区域 … 上記以外の区域